

平成 24 年 11 月 16 日
電源開発株式会社

滝ダムの水位測定に関する平成 16 年 7 月の不適切事案に係る
再発防止策の報告について

当社は、平成 16 年 7 月に発生しました滝ダム（只見川：福島県金山町）の水位測定に関する不適切事案について、国土交通省北陸地方整備局他関係箇所に報告しました（平成 24 年 9 月 19 日お知らせ済）。

その際、国土交通省北陸地方整備局から調査を実施し速やかに報告するよう口頭指示を受け、先般判明した事実につきまして経過報告を行いました（平成 24 年 10 月 18 日お知らせ済）。

その後、平成 24 年 11 月 2 日に同局より河川法第 78 条第 1 項に基づく再発防止策の報告徴収[※]の通知を受け、本日、本件に係る再発防止策について報告を行いましたので、その内容についてお知らせいたします。

当社は、平成 19 年以降に発電設備の総点検を踏まえて不適切事案の再発防止策を策定し、全社を挙げて取り組んでいるところですが、本件を重く受け止め、深くお詫び申し上げますとともに、再発防止策を強化し、信頼回復に努めてまいります。

【別紙】

滝ダムの水位測定に関する不適切事案に係る再発防止策について

(※) 北陸地方整備局からの報告徴収内容

平成 24 年 10 月 18 日に電源開発株式会社から提出された「滝ダムの水位に関する平成 16 年 7 月の不適切事案に係る経過報告」で報告のあったダム水位の観測・記録の適正性を阻害するような不正に対する再発防止策

以 上